

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(令和4年1月18日公表 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するもの)

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>真の国際金融センター化実現のためには、新規参入の外国証券・外国銀行に止まらず、既存の外国証券・外国銀行に関しても排除することなく、かつ、「主として顧客対応を英語で行う」事業者に止まることなく、英語対応を充実させることが肝要と考える。</p> <p>すでに日本へ進出済みの金融商品取引業者は今次改正の対象とはなっていないものの、当該業者が希望をすれば資料提出、資料徴求・ヒアリング、面談・会議など監督等の英語対応をなるべく早い時期に実現することも重要と考える。</p> <p>こうした取組みは、政府が掲げられる国際金融都市化構想の理念（level playing field）に合致することから、このような取組みを実現させる予定の有無及び予定がある場合の目標とする時期等についてご教示願いたい。</p> | <p>今回の措置は新たな参入を促進するという観点から行われるものであり、まずは、新規に参入する海外の証券会社等を対象としております。</p> <p>御指摘の点については、既存の金融商品取引業者のニーズ等も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、今回措置対象となっていない者とのやり取りのうち法定書類の提出以外は、可能な範囲で英語で対応できるよう努めてまいります。</p> |
| 2 | <p>既存の登録者について、英語による監督や事業報告書など当局宛の書類を英語で提出することを可能にするよう、対象業者の範囲を拡大することを強く求める。</p> <p>例えば、以下の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の登録者が英語で事業報告書を提出できるようにする。 ・パイロットプログラム（少数の既存登録者が英語監督の対象となるかを選択）を実施し、業界のニーズをよく把握する。 | |
| 3 | <p>英語による登録及び監督を受けることができる第一種金融商品取引業者の範囲は、顧客（投資者）の種類又は外国発行体若しくは国内発行体が発行する有価証券を取り扱うか否かによって限定されるべきではなく、第二種金融商品取引業者も含めて幅広い登録者が利用できるようにすべきである。</p> | <p>本施策は、国際金融センターの機能を更に強化するため、主として、国内で顧客対応を英語で行う海外事業者を対象に、登録審査や当局宛書類の提出について、英語で行うことを可能とするものです。</p> <p>この観点から、参入する海外金融機関において想定されるビジネスモデルや顧客属性等に基づき、対象となる一種業者の業務範囲を定めています。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | 対象の拡大については、金融商品取引業者のニーズ等も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。 |
| 4 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第二項は、金融庁長官等は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、登録者に対し、書類の全部又は一部についてその概要の日本語による翻訳文を提出するよう指示することができる旨を定めているが、当該条文は削除されるべきである。そうでなければ、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当」な水準に達するのはいつなのか明確にすべきである。 | 本規定は、監督上の観点から、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合について、概要の訳文の添付を求めることができる旨を定めるものです。その必要性については、個別事例に即して具体的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 5 | 「金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（案）」では、認可・登録の申請書、およびこれらに添付する書類については、英語で記載することができる由であるが、認可・登録後の監督等において英語対応が担保されるのかは、必ずしも明らかでない。どのように担保されるのか。 また、拠点開設までは英語対応が可であるものの、開設後は、一転して、英語対応が不可といったことがないよう要望する。 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の適用を受けて登録申請書等の書類を英語で記載をした者に係る書類についても、金融庁告示（金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件）により、英語で記載することのできる書類に含まれています（同告示第3号）。これにより、登録・認可後の届出書類等を英語で記載することが可能です。 また、登録後の監督及び検査時のやり取りについても英語にて対応してまいります。 |
| 6 | 英語での受付受理を認めるのは良いが一定期間の猶予を設けた上で日本語訳を併記させるべきである。また、一定額ないし一定比率以上の現金を国内に保有する事を条件にするべきである。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 7 | 公的手続きはすべて日本語でのみ受け付け可能とするべきである。 | 貴重なご意見として承ります。 |